



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1654年「帝国宮内法院令」をめぐる諸問題〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	鈴木, 山海
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13397号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74560
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yamami_Suzuki_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 鈴木 山海

学位論文題名

1654 年「帝国宮内法院令」をめぐる諸問題

・本論文の観点と方法

本論文は、神聖ローマ帝国の再評価をめぐる近年の研究動向を受けて、帝国宮内法院の活動を検証し、神聖ローマ帝国国制が 17 世紀以降にあっても機能していたことを具体的に示すことを目的としている。わが国ではまだ本格的に検討されていない帝国宮内法院を研究対象としている点に、本論文の特色がある。

本論文は、まず帝国宮内法院の基本法とも言える 1654 年の帝国宮内法院令を分析するとともに、この帝国宮内法院令の制定時期とほぼ同時期の訴訟 2 件を取り上げ、帝国宮内法院が、17 世紀半ば以降、帝国内の広域的な秩序維持機能を発揮することになる基本的な枠組みを描き出している。

・本論文の内容

序章ではまず本論文の課題として、神聖ローマ帝国（以下、帝国）が、1648 年のヴェストファーレン（ウェストファリア）条約締結以後に有した存在意義、とりわけ、秩序維持と平和に対する意義を帝国裁判所の観点から明らかにすることが述べられる。第二次世界大戦以後、「帝国から主権国家（国民国家）へ」という単線的な発展段階論に基づく歴史叙述の刷新が図られたことにより、近世帝国の政治的機能が再評価される素地が作られた。その結果、帝国はヴェストファーレン条約以後、広域的な平和維持機能を果たしていたと理解されるようになった。そこにおいてはとりわけ、帝国最高法院と帝国宮内法院という 2 つの最高裁判所の働きが注目されることになった。本論文では、17 世紀後半から 18 世紀半ばにおける皇帝権の再強化と密接に結びついている帝国宮内法院に焦点をあてている。ヴェストファーレン条約は、三十年戦争（1618～48 年）後における帝国国制の再建の契機となった。しかしながら、同条約のみが皇帝権の拡充、ならびに帝国宮内法院の活性化を喚起したのではない。本論文は、1654 年に制定された帝国宮内法院令の内容と、その前後に係属した特に内外への政治的影響が大きいと思われる裁判例 2 つを分析することによって、なぜ皇帝が帝国宮内法院を通じて暴力的紛争の避止、および広域的平和秩序の構築をなしとげられたのかという問題を解明する。

第 1 章「1654 年帝国宮内法院令の制定」では、ヴェストファーレン条約締結以降における帝国宮内法院の質的転換を理解するために、1654 年に発布された「帝国宮内法院令」の制定過程の解明、ならびに内容の分析が行われる。三十年戦争期の帝国宮内法院にあっては、皇帝による専横、とりわけカトリックを優遇する姿勢が見られたことにより、プロテスタント等族から痛烈な批判をまねいていた。かかる状況のなか皇帝は、帝国諸侯の内部での宗派对立を利用して、新たな法院令を独断で公布する（1654

年)。この法令によって、皇帝は帝国等族の裁判への干渉を排除することができたが、しかし同法令は裁判手続きを明確に規定しなかった。しかしこのことは結果的に、帝国宮内法院の組織に柔軟性を与えることになり、訴訟の効率性を高めることになった。また、宗派同数制を導入したことによって、プロテスタントからの信用を獲得する可能性が生まれた。

第2章「ホーエンツォレルン対ホーエンツォレルン事件（1636～61年）」では、帝国南西部に位置するホーエンツォレルン＝ヘッヒンゲン侯領において提起された、当主とその実弟との間の訴訟を手がかりに、これまで軽視されてきた帝国宮内法院と皇帝の宮廷との関係が検討される。事件当時、皇帝の宮廷では高度に儀礼化された「寵臣」政治が敷かれていた。紛争当事者らは、3名の「寵臣」と親密な関係を築いており、彼らを通じて訴訟を有利に進めようとしていた。しかし、1650年に相次いで複数の「寵臣」が没し、宮廷内の権力関係が著しく不安定化したことにより、訴訟当事者らは皇帝の宮廷との縁故を喪失する。その結果、帝国宮内法院は皇帝の勅令に基づき、紛争当事者らの抵抗を押し切って彼らから侯領の統治権を剥奪し、当地の経営を皇帝自身の委任官に担わせるという強硬な措置を断行したのである。当該訴訟から、皇帝の愛顧を受けた「寵臣」との関係が、帝国宮内法院の利用者にとって決定的重要性をもっていたことが示された。近世の帝国では、裁判所をはじめとする諸機関や、その機能を規定する法律が着々と整備されたが、他方でそれを操っていたのは、制度外的関係によって結ばれた、宮廷内の諸個人だったのである。本事例の分析によって、帝国の統治は諸機関およびそれを規定する法律だけでなく、また非公式で不安定な人的結合だけでなく、両者の相互補完関係のうえに成り立っていたことが示された。

第3章「ヘッセン＝カッセル方伯事件（1649～54年）」では、帝国中西部に所領を有するヘッセン＝カッセル方伯家の財産相続をめぐる訴訟をもとに、三十年戦争において皇帝と敵対していたプロテスタント諸侯による、帝国宮内法院の利用実態が検討される。本件の争点は、ヴェストファーレン条約の個別規定の効力であった。同条約はいまだ帝国法として帝国議会の批准を受けていなかったが、本件を通じてその有効性が認められたことにより、同方伯家における相続争いは調停された。この事例において帝国宮内法院は、当初は人的結合関係を駆使して皇帝の愛顧を獲得し、しかもカトリックに改宗した元カルヴァン派の被告に有利な裁定を下したものの、ヴェストファーレン条約の遵守を求める国内外からの圧力を受けて、それを覆した。このことから、三十年戦争終結の直後において、同法院はいまだ皇帝の恣意に左右される性質と、帝国の最高裁判所としての新しい役割との間で動揺していたことが分かる。しかし内外の住民から、帝国の最高裁判所として信頼するに足る機関であるかを見定められた帝国宮内法院は、後者としての責務を果たしていくことを選択し、結果的に紛争解決を実現したのである。

終章において、皇帝は1654年に帝国宮内法院令を自らの主導のもとで発布し、帝国宮内法院の組織のあり方や手続きの概要を規定したが、そこには宗派問題でプロテスタントの反皇帝派諸侯に譲歩を見せた一方、皇帝自身やその委任官の広範な裁量の余地を公然と残したことが改めて指摘される。実際の運用においては、儀礼や人的結合などの非制度的実践とともに、ヴェストファーレン条約に裏付けられた法的実践が重要視されている。この結果、帝国では紛争が暴力に発展することは稀になり、ドイツの広域的な平和秩序は維持されるとともに、帝国の全域に対する皇帝の影響力が保持されたのである。